

豊政広第103号
平成26年(2014年)8月8日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 浅利 敬一郎

2014年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

平成26年(2014年)6月3日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

1. 職員問題について

(要望)

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

(回答)

豊中市は平成10年(1998年)から本格的な行財政改革をスタートし、職員定数の適正化に取り組んできたところです。職員配置につきましては、多様な雇用形態の職員や外部活力との役割分担をしながら、適正配置に努めています。

また、豊中市では、平成25年度(2013年度)に非常勤職員の制度を大幅に改正し、報酬・休暇等の一部労働条件の整備を図ったところです。

人事課(電話06-6858-2019)

2. 国民健康保険・救急医療について

(要望)

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提

にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

（回答）

平成26年度については、一般会計から保険料抑制のため2億6千万円を国保会計に繰り入れなどを行い、保険料率、医療分の被保険者均等割を1,000円引き下げました。

保険料減免につきましては、国において一定所得以下の世帯の被保険者均等割と世帯平等割を軽減し、さらに市独自の軽減制度を設けて所得割を軽減しております。

また、平成22年4月から解雇や倒産、雇い止めなどによる離職者（非自発的失業者）に対して、給与所得の70%を減額して保険料を算定する軽減策についても実施しております。

さらに、市独自の減免制度を、失業等によって生活が困難になった方、母子・父子世帯、障害者のおられる世帯、難病患者のおられる世帯に対し適用し、きめ細かな対応をしております。

特に失業等による減免については、平成25年度より前年中所得による所得制限を撤廃し、制度の拡充を図ったところです。

次に、一部負担金減免については、平成22年度に国が示した基準を基本にししながら、より活用しやすいものとなるようにその取り扱いを一部見直して運用しております。

生活保護基準の引き下げによる保険料や利用料の減免の取扱いについては、生活保護基準引き下げ後の基準において対象外となる場合においても、引き下げ前の基準で対象の可否を判定しております。

これらの取り組みの周知につきましては、市のホームページへの掲載をはじめ、国保の加入時や6月の保険料本決定時には全世帯にパンフレットを送付するなど周知に努めております。

保険資格課（電話06-6858-2300）

保険給付課（電話06-6858-2313）

（要望）

②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者に

については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

(回答)

資格証明書につきましては、未納者との接触の機会を確保するため、法に基づき交付する場合がございます。本市におきましては、保険料負担の公平性や収納確保を図るため、納付資力があながら連絡も納付もない未納者との接触の機会を作り、実態把握を行うために必要なものと考えております。

本市では交付前に文書の送付や訪問などにより、納付できない事情の把握に努めながら、交付判断にあたっては慎重に行っているところでございます。交付の対象となった世帯の内、低所得で財産がない場合など、納付困難な事由が確認できた場合は、直ちに被保険者証を送付しております。

納付資力や財産があるにもかかわらず納付指導に応じない場合や納付約束を履行しない場合は、保険料負担の公平性の観点から、法令に基づき滞納処分（差押）を行うことがあります。

一方で納付指導を実施する中で、納付困難な事情などが判明した場合は、財産調査などを行った上で、一部または全部の滞納保険料に対する滞納処分の執行停止を行っているところでございます。

なお、生活保護受給の方の受給開始日以前の滞納保険料につきましては、滞納処分の執行停止を行っているところでございます。

差押禁止財産につきましては今後も適切に対処してまいります。

保険収納課(電話06-6858-2306)

(要望)

③国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

(回答)

関係法令等を理解していることが適切な事業運営の基本となります。そのため、今後も引き続き職場での情報共有を図りながら事業を実施してまいります。

保険資格課(電話06-6858-2300)

保険給付課(電話06-6858-2313)

保険収納課(電話06-6858-2306)

(要望)

④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

(回答)

納付相談時に生活状況をお聞かせいただく中で、生活困窮だけでなく多重債務、高齢、健康不安や子育てなど、様々な要因で自分の力だけで問題解決することが困難な方に対し、市相談担当窓口のご案内や相談予約を行っているところでございます。

保険収納課(電話06-6858-2306)

(要望)

⑤国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

(回答)

国民健康保険運営協議会の委員の公募については、広く公募することを原則としており、また、協議会の開催にあたりましては、可能な限り事前に広報誌、ホームページで開催お知らせし、傍聴の方へは資料を配布(会議終了後回収)しております。

なお、会議内容は、ホームページで公開するとともに、市政情報コーナーでの閲覧も可能です。

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

⑥2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

(回答)

2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、拠出方法や府特別調整交付金による財政調整について、市町村と十分に調整するよう大阪府に要望しているところです。

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

⑦福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(回答)

福祉医療助成に対するペナルティ分については、国に廃止するよう要望しております。また、ペナルティ分については、一般会計から補填しております。

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

⑧無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンター

に常時配架すること。

(回答)

大阪府ホームページで公開されている「無料低額診療事業のごあんない」及び「無料低額診療事業実施施設一覧表」を保険給付課カウンターに配架しています。

保険給付課(電話06-6858-2313)

3. 健診について

(要望)

①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答)

特定健診の検査項目については、基本検査項目に市独自項目として血液検査や尿検査を実施しており、内容は特定健診が開始する以前の市民健康診査と同等の内容を維持しております。

費用は生活保護世帯、非課税世帯および中国残留邦人について無料とするともに、70歳以上の方にも無料で受診いただいているところです。

受診率向上のための取り組みは他市事例を参考にしながら実施しており、引き続き未受診者への受診勧奨を実施していきます。

地域保健課(電話06-6858-2291)

(要望)

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

集団健診においては、大腸がん・肺がん・胃がん・前立腺がん検診がセット健診で受診することが可能となっています。また、個別健診においては、大腸がん・前立腺がん検診が同時に受診でき、医療機関によってはさらに胃がん検診や子宮がん検診が可能なところもあります。

受診費用につきましては、生活保護世帯、非課税世帯および中国残留邦人について無料で受診いただいているところです。

地域保健課(電話06-6858-2291)

(要望)

③人間ドック助成を行うこと。

(回答)

人間ドックについては、豊中市国民健康保険加入の満30歳以上を対象に一日総合健康診断（人間ドック）及び脳ドックに係る費用の7割を助成しています。40歳以上の方は、特定健診または人間ドックのいずれかを選択し受診いただいています。

地域保健課（電話06-6858-2291）

(要望)

④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

(回答)

集団健診において、特定健診とがん検診のセット健診を土曜日に実施するとともに、乳がん検診を日曜日に実施しているところです。

地域保健課（電話06-6858-2291）

4. 介護保険について

(要望)

①第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

(回答)

第5期事業会計については、現時点では、計画していた地域密着型特養建設の遅れもあり、保険給付費が計画値よりも下回っている状況です。

第6期の保険料設定においては、できるだけ保険料上昇を抑え、さらなる多段階化や料率について、負担能力にあわせた設定となるよう検討しているところです。

一般会計の繰入については、介護保険制度改正案では、低所得者への軽減措置として、公費を投入することが示されていますが、「保険料上昇抑制のため一般財源を投入することは適切ではない。」という国の見解は従来どおりと聞いております。

また、保険料の減免については、平成25年度に見直しを行ってきたところです。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

保険資格課（電話06-6858-2301）

(要望)

②国庫負担割合の引上げを国に求めること。

(回答)

介護給付費国庫負担金（施設等給付費20%・居宅給付費25%）は定率とし、調整交付金は別枠で確保するよう国へ要望しているところです。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

（要望）

③直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること。

（回答）

本年3月の給付状況では、要支援認定者の約56%にあたる約3,700人がサービスを利用しており、そのうち、訪問介護は約63%、通所介護は約33%の人が利用されています。

「新しい総合事業」における多種多様なサービスについては、国のガイドラインを踏まえ、本市の地域資源を活かすとともに、専門性の高いサービスについては、既存の介護保険事業所を活用し、利用者の心身状況にあわせたケアマネジメントにより適切なサービスが提供できるよう、全体の仕組みを検討していきます。

新事業への移行時期については、相当の準備期間がかかるものと思われるため、平成28年度以降の実施に向けた体制整備を検討していきます。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

高齢者支援課（電話06-6858-2844）

（要望）

④利用者負担割合を引上げなこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

（回答）

次期制度改正では、費用負担の公平性の観点から、一定所得以上のサービス利用者には、負担能力にあわせた自己負担となるよう改正が行われるものです。

社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業については、国の基準に基づき実施しており、国・府が一定の負担を行っております。また、本市では、独自に民間事業所介護保険利用者負担軽減事業を実施しております。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

高齢者支援課（電話06-6858-2844）

（要望）

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系

サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なもののについてはきびしく規制するよう要請すること。

(回答)

第5期計画では、地域密着型特養を主とした複合施設を計画しておりますが、次期計画においても、引き続き、整備を進め、地域の介護拠点づくりを図っていきたくと考えております。

市内のサービス付き高齢者向け住宅につきましては、平成24年度より当市で登録事務を行っているところです。さらに昨年度からは住宅部局と福祉部局が連携し、当該住宅に対し適切な運営がなされているか定期報告及び立入検査を実施し、高齢者の居住の安定が損なわれることがないように、指導監督してまいります。

大阪府とは連絡調整の場を利用し、引き続き情報共有を図ってまいります。

高齢施策課(電話06-6858-2233)

まちづくり総務室(電話06-6858-2741)

(要望)

⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回答)

国の示す基準や介護サービス関係Q&Aを基に、極端な保険者独自の解釈が生じないように必要に応じて府に確認するなど介護サービス利用者の状況にあった適切な判断を行っております。

高齢施策課(電話06-6858-2233)

(要望)

⑦第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。

(回答)

事業計画の策定にあたっては、介護保険事業運営委員会に部会として地域包括支援センター運営協議会を設けており、圏域設定や地域包括支援センターの設置について議論いただき、考え方を計画に反映していきます。

高齢施策課(電話06-6858-2233)

高齢者支援課(電話06-6858-2844)

5. 障害者の65歳問題について

(要望)

①介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

(回答)

障害福祉サービスとの利用の関係においては介護保険法の規定による給付が利用できる場合は、介護保険サービスの利用を原則優先としております。

ただし、平成19年3月28日付厚生労働省通知を踏まえ、本人のニーズや状況を把握の上、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスや対象者が必要としている支援について障害福祉サービスで全て利用できない部分については障害福祉サービスを利用できる取扱いを行っております。

障害福祉課(電話06-6858-2224)

(要望)

②64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

(回答)

介護保険サービスにおいて、住民税非課税世帯の人には、一定の条件で利用料を減免する制度を実施しております。

高齢者支援課(電話06-6858-2844)

6. 生活保護について

(要望)

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

本市では、今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めてまいります。一方、多様なニーズに応えるため、従来ケースワーカーが担当していた業務の分業化も進めており、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上に努めてまいります。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください。)

(回答)

「生活保護のしおり」は制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行い、今般の法改正に沿ったものにします。

また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては相談者の方々が生活上の様々な

悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明のうえ、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回答)

申請時の対応については、厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っています。

稼働能力の活用にあたっては、ご本人の意思を尊重するとともに、ハローワークはもちろんのこと、それぞれのニーズにあった働く場の確保を目指した”出口戦略”に基づく支援を行っている市雇用労働課も含めた多様な連携を図ります。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

④通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答)

厚生労働省から示されている実施要領に従って、従前から移送費の支給を行っております。引き続き、「生活保護のしおり」などを通じた周知を図ってまいります。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

(回答)

医療機関が生活保護受給について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において救急病院を受診する場合に限り使用できることとなっております。

なお、医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていきます。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回答)

現時点においても、当該判決を受けた新たな見解が厚生労働省から示されておらず、現場として対応に苦慮しているところです。それまでは、当該判決を含めた今までの経過を踏まえ、個々の案件にかかる事情を特に勘案しながら慎重に保有の可否を検討してまいります。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

未だに暴力団員及びその周辺者による「相談申請」が絶えず、担当職員はもちろん他の一般の生活保護受給者や市民の皆さんにも被害が及ぶ心配が根絶できていないのが現状です。こうした状況では、行政対象暴力対策員（警察官OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の遂行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとしたケースワーク業務を担当することはありませぬので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意してまいります。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

(要望)

⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

(回答)

介護サービスにおいて、介護保険でカバーされない部分を介護扶助で支給する原則に変わりはありません。また他の扶助同様、漏給濫給ともに問題である点も原則通りです。ただし、本市でも専門的な視点から点検を行うため、ケアマネジャー資格を保有する介護支援専門員を配置し、「みなし2号」における障害サービスの活用など他法他施策の活用などを進めています。

福祉事務所(電話06-6858-2227)

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

(要望)

①こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1)全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2)1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3)831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回答)

子どもの医療費助成(乳幼児等医療費助成)は、大阪府の補助事業を基本としながら、これまで市独自で入通院医療費の対象年齢の拡大等を実施してまいりました。現在、受診機会の多い小学校卒業までの子どもの入通院医療費について、所得制限を設けず、助成する方向で制度拡充を検討しているところです。

制度の拡充については、大阪府に対し要望するとともに、本来国において制度化されるべきところであることから、国に対しても要望してまいります。

保険給付課(電話06-6858-2313)

(要望)

②妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

(回答)

本市では、平成26年4月より、国が示す標準的検査に基づき試算した健診料として、妊婦一人当たり116,840円(14回分)の公費負担を実施しています。

(参考)

平成22年度	39,680円
平成23年度	52,280円
平成24年度	61,280円
平成25年度	81,100円
平成26年度	116,840円

保健予防課(電話06-6858-2801)

(要望)

③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

(回答)

就学援助は生活保護の要保護に準ずる程度に困窮していると認められる方を対象としていることから、本市では認定基準を生活保護基準の1.2倍を下回るこ

とのないよう努めています。さらに、ひとり親世帯、障害者世帯及び保護者の年齢が満55歳以上の世帯については、認定基準を緩和しています。

申し込み手続きは教育委員会事務局の担当課（教育推進室学務チーム）で例年6月1日から翌年の2月末日までとしていましたが、本年度から第1回支給月を8月に早期化したことに伴い5月20日から受け付けを開始しています。なお、受付終了期日、2回目の支給月は例年どおり翌年の2月としています。

生活保護基準の見直しによる影響につきましては、就学援助の認定基準の基となる生活保護基準を前年度の12月末日時点のものを採用していることから、前年度におきましては影響がなく、本年度におきましては認定基準額が前年度比25,600円減となっています。また、この影響への対応につきましては全庁的な対応方針に沿い、本年度の認定基準の範囲外となる方のうち、前年度の認定基準の範囲内となる方々については、個別に生活状況を踏まえ対応することとしています。

教育推進室学務チーム（電話06-6858-3646）

（要望）

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

（回答）

昨今の厳しい財政状況から新たな家賃補助制度の創設につきましては困難な状況です。

子育て世代への経済的支援は「児童手当」により実施しているところです。

まちづくり総務室（電話06-6858-2741）

こども政策室（電話06-6858-2483）

（要望）

⑤独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

（回答）

子育て世代への経済的支援は「児童手当」により実施しているところです。

こども政策室（電話06-6858-2483）

（要望）

⑥中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

（回答）

豊中市ではデリバリー方式による選択制の中学校給食を平成25年度（2013年度）から平成27年度（2015年度）にかけて市内の市立18中学校で順次実施します。

学校給食室（電話06-6843-9101）

（要望）

⑦ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化

対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

(回答)

当市の平成26年6月1日時点での人口は、400,554人です。過去10年間の動向としては、概ね増加傾向と言えます。原因としては、区画整備やマンション等の建て替えなど様々な要因が考えられますが、44歳以下の市民の転入超過傾向が見られ、子育て世代の流入が人口増加につながったと考えられます。

少子化対策、現役世代の定着のための施策展開については、乳幼児等医療費助成事業や、妊婦健康診査の公費助成額の増額などを実施しております。

企画調整室（電話06-6858-2678）

【問合せ】

豊中市政策企画部広報広聴課

（担当）岩瀬

電話：06-6858-2029

e-mail：koe@city.toyonaka.osaka.jp